

## 論文要旨説明書

報告論文のタイトル：国立マンション事件からの示唆

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：西正 稔

所属：マンパワーグループ株式会社

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

### 論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

本発表は、国立マンション事件として知られている複数の訴訟に関する裁判例で示された裁判所の判断について、過去の裁判例あるいは類似する事案の裁判例と比較検討し分析することを目的としている。したがって、一連の訴訟について、どちらを勝訴させるべきか、社会的厚生を最大化を基準に検討するようなものではなく、争点となった個々の論点についてこれまでの議論や裁判例と異なる判断が示されているのか否か注意深く分析し、異なる判断が示されていると考えられる場合にはこれまでの議論において見落とされていた点がないかさらに掘り下げて分析する。その際に、各争点に関する議論を整理する際に社会的厚生を最大化を念頭におくことになる。

一連の訴訟を整理すると、まず国立市の大学通り沿いの土地で高さ 53m の建物（マンション）の建築をしようとし、国立市の一連の指導に従わず建築計画を続行した不動産会社 A について、近隣住民  $X_1$  が東京都多摩西部建築指導事務所長 Y を被告として建築中の建築物の 20m を超える部分について除去命令を出さないことの違法確認と、その命令を発することの義務付け等を求めて出訴した除去命令訴訟に加えて、 $X_1$  がマンションの区分所有権を購入した購入者を被告として出訴した民事訴訟、対して不動産業者 A が国立市を被告として当時の市長のマンション建築に関する言動が信用棄損行為に当たるとして提起した民事訴訟、以上 3 つの訴訟が裁判所で争われることとなった（一部は現在も係争中）。

除去命令の発動、あるいは損害賠償請求等個々の請求の背後には景観の保持という問題が潜んでいるが、景観の保持と個々の請求とが結びつくのかを含めて多様な問題が潜んでいる。

そのうちの一部を見ていくと、除去請求に関し同時期に裁判所で争われた小田急高架事業の差止訴訟と比較し、それぞれの訴訟において除去命令あるいは差止の前提となる景観を保持に関する認識は一致しているか詳細を見ていくことにしたい。また、信用棄損の損害賠償請求について、50 年後に高層建築物に建て替えできなくなったことについて現在割引価値での賠償を求めた点あるいは市長が地方議会を通して行った行政活動を違法と評価できるのか、前者については将来損害の賠償を認めない従来の裁判例との関係、後者については国会議員の活動と国家賠償請求の成否との関係にまで視野を広げて分析することにする。